

医療型障害児入所施設

令和3年度報酬改定

医療型障害児入所施設で行う場合	自閉症児の場合		352 単位
	肢体不自由児の場合		175 単位
	重症心身障害児の場合		914 単位
医療型障害児入所施設で 有期有目的の支援を 行う場合	自閉症児の場合	最初の60日まで	420 単位
		61日目以降90日まで	384 単位
		91日目以降180日まで	352 単位
		181日目以降	319 単位
	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	206 単位
		61日目以降90日まで	190 単位
		91日目以降180日まで	175 単位
		181日目以降	160 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1101 単位
		61日目以降90日まで	1003 単位
		91日目以降180日まで	914 単位
		181日目以降	825 単位
指定医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		127 単位
	重症心身障害児の場合		890 単位
指定発達支援医療機関で 有期有目的の支援を 行う場合	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	153 単位
		61日目以降90日まで	139 単位
		91日目以降180日まで	127 単位
		181日目以降	115 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1077 単位
		61日目以降90日まで	979 単位
		91日目以降180日まで	890 単位
		181日目以降	801 単位

旧単価

医療型障害児入所施設で行う場合	自閉症児の場合		351 単位
	肢体不自由児の場合		174 単位
	重症心身障害児の場合		913 単位
医療型障害児入所施設で 有期有目的の支援を 行う場合	自閉症児の場合	最初の60日まで	419 単位
		61日目以降90日まで	383 単位
		91日目以降180日まで	351 単位
		181日目以降	318 単位
	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	205 単位
		61日目以降90日まで	189 単位
		91日目以降180日まで	174 単位
		181日目以降	159 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1100 単位
		61日目以降90日まで	1002 単位
		91日目以降180日まで	913 単位
		181日目以降	824 単位
指定医療機関で行う場合	肢体不自由児の場合		126 単位
	重症心身障害児の場合		889 単位
指定発達支援医療機関で 有期有目的の支援を 行う場合	肢体不自由児の場合	最初の60日まで	152 単位
		61日目以降90日まで	138 単位
		91日目以降180日まで	126 単位
		181日目以降	114 単位
	重症心身障害児の場合	最初の60日まで	1076 単位
		61日目以降90日まで	978 単位
		91日目以降180日まで	889 単位
		181日目以降	800 単位

医療型障害児入所施設

令和3年度報酬単価

公立の医療型障害児入所施設の場合	96.5 %	
定員超過利用減算	70 %	
入所支援計画未作成減算		
減算が適用される月から2月目まで	70 %	
3月以上連続して減算の場合	50 %	
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位	
重度障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位	
重度障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位	
重度障害児支援加算(Ⅲ)	198 単位	
重度重複障害児加算	111 単位	
強度行動障害児特別支援加算	781 単位	新設
※算定開始日から起算して90日以内	+700 単位	新設
乳幼児加算		
※肢体不自由児の場合のみ	70 単位	
心理担当職員配置加算	26 単位	
※公認心理師の場合	+10 単位	
ソーシャルワーカー配置加算	40 単位	新設
自活訓練加算(Ⅰ) 1人につき360日を限度	337 単位	
自活訓練加算(Ⅱ) 1人につき360日を限度	448 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	10 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	7 単位	
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	4 単位	
保育職員加配加算	20 単位	
地域移行加算	500 単位	
小規模グループケア加算	240 単位	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	7.9 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	5.8 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	3.2 %	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%	
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%	
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.5 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	4.3 %	
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	3.9 %	

旧単価

公立の医療型障害児入所施設の場合	96.5 %
定員超過利用減算	70 %
入所支援計画未作成減算	
減算が適用される月から2月目まで	70 %
3月以上連続して減算の場合	50 %
身体拘束廃止未実施減算	-5 単位
重度障害児支援加算(Ⅰ)	165 単位
重度障害児支援加算(Ⅱ)	198 単位
重度障害児支援加算(Ⅲ)	198 単位
重度重複障害児加算	111 単位
乳幼児加算	
※肢体不自由児の場合のみ	70 単位
心理担当職員配置加算	26 単位
※公認心理師の場合	+10 単位
自活訓練加算(Ⅰ) 1人につき180日を限度	337 単位
自活訓練加算(Ⅱ) 1人につき180日を限度	448 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	10 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	7 単位
福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)	4 単位
保育職員加配加算	20 単位
地域移行加算	500 単位
小規模グループケア加算	240 単位
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	3.5 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	2.5 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1.4 %
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(Ⅲ)の90%
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(Ⅲ)の80%
福祉・介護職員処遇改善特別加算	0.5 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	3.0 %
福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	2.7 %